

令和4年6月30日  
事務連絡

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る医療機関における  
受入れ環境整備支援について

平素から厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

避難を目的としてウクライナから日本に入国した方（以下「ウクライナ避難民」という。）が医療機関を受診した際の受入環境整備に向けた支援策については、「来日したウクライナ避難民の患者受入れ環境整備支援等及び国民健康保険の適用について」（令和4年4月20日付け厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室／厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）においてお示ししているところです。

今般、ウクライナ避難民患者受入れ環境整備に向けた支援策の情報更新について、下記のとおりお示ししますので、貴都道府県管内の医療機関に対し周知をお願いいたします。

なお、国民健康保険及び後期高齢者医療制度が適用されたウクライナ避難民に係る一部負担金や保険料（税）の取扱いについては、別添のとおり「ウクライナから避難を目的として入国した外国人に係る国民健康保険及び後期高齢者医療制度の取扱いについて」（令和4年6月3日付け厚生労働省保険局国民健康保険課／厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）において各保険者宛てに周知しているため、ご留意願います。

記

**ウクライナ避難民患者の受入環境の整備に向けた支援策（外国人向け多言語説明資料（ウクライナ語版）の掲載）**

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等のウクライナ語版のひな形について、翻訳が完了した資料から、厚生労働省ホームページで随時掲載を行っておりますのでご活用下さい（7月上旬を目途に掲載完了予定）。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html)